

イ 緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への対応

勸 告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>① 公営住宅は、上記項目 3(1)アの【制度の概要】のとおり、公営住宅法の規定により、入居者の募集に当たっては入居資格を有する者に入居の機会が公平に付与されていることが必要とされている。このため、事業主体は、定期募集や随時募集等により入居者を募集し、抽選等により入居者を決定しており、原則として、緊急に住居を確保する必要がある低額所得者に対して、空き住戸を公募等の手続を経ないで提供することはできない（注）。</p> <p>ただし、公営住宅を管理する事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく国土交通大臣の承認を得ることにより、公募等の手続を経ないで公営住宅を使用（目的外使用）させることができるとされている。</p> <p>国土交通省では、「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」（平成 20 年 12 月 18 日付け国住備第 85 号国土交通省住宅局長通知。以下「平成 20 年離職退去者対応通知」という。）において、いわゆるリーマンショック等による雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者等に該当することが客観的に証明される者に公募等の手続を経ないで公営住宅を供給する場合は、入居開始から 1 か月以内に地方整備局長等に事後報告することにより上記の国土交通大臣の承認があったものとみなす（以下「包括承認」という。）としている。</p> <p>（注） 公営住宅法第 22 条第 1 項に規定された特定入居の対象となる災害や不良住宅の撤去等により住居を失った又は失うおそれのある者を除く。</p> <p>② 厚生労働省は、平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、緊急に住居を確保する必要がある低額所得者等を支援する施策として一時生活支援事業を開始しており、福祉事務所を設置する地方公共団体（都道府県、市及び一部の町村）では、必要に応じ民間賃貸住宅やホテル等を活用して本事業を実施している。</p> <p>また、同省では、同事業を実施する地方公共団体に対して生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を交付している。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、53 市区（注）における一時生活支援事業での公営住宅の活用状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>（注）今回調査した 69 都道府県等から 16 都道府県を除外した市区を指す。</p>	<p>図表 3-(1)-イ-①</p> <p>図表 3-(1)-イ-②</p> <p>図表 3-(1)-イ-③</p> <p>図表 3-(1)-イ-④</p>

**(7) 一時生活支援事業における公営住宅の活用状況**

都道府県等が管理する公営住宅は、上記項目 1 のとおり、一年以上空いているものは平成 27 年度時点で約 2 万 1,000 戸あり、これらの住戸の中には、緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への支援のために活用が可能なものがあると考えられる。

調査した 53 市区のうち平成 28 年度に一時生活支援事業を実施しているものは 27 市区 (50.9%) あるが、これらのうち公営住宅を活用しているものは 1 市区のみとなっている。

当該市区の生活困窮者自立支援制度担当部局（以下「自立支援部局」という。）では、平成 27 年 4 月から一時生活支援事業を実施しているが、同事業を開始するに当たって、民間賃貸住宅やホテルの借り上げを検討したものの協力が得られなかったことから、平成 20 年離職退去者対応通知に基づく包括承認を得て、当該市区が管理する公営住宅の空き住戸を同事業の宿泊先として活用することとし、27 年度に 4 件の利用実績がある。

また、当該市区が平成 27 年度に受け付けた相談の中には、一時生活支援事業により公営住宅の利用を検討したものの、相談者が包括承認の対象とならない自己都合退職の者であったため、住宅部局から「目的外使用に係る事前承認を地方整備局から得る必要がある」とされ、初回相談から公営住宅の利用に至るまで 15 日間要している状況もみられた。

このような状況について、国土交通省は、「一時生活支援事業に公営住宅の空き住戸を活用する場合、自立支援部局と住宅部局とが連携することが望ましい」としており、両部局が連携して、緊急に住戸を確保する必要がある場合に備えて、受入環境を事前に整備しておくことが重要であると考えられる。

**(4) 一時生活支援事業における公営住宅の活用に関する意見等**

調査した 53 市区の自立支援部局における一時生活支援事業での公営住宅の活用に関する希望の有無についてみると、意向を確認できた 41 市区のうち 16 市区 (39.0%) で活用を希望している。また、調査した 69 都道府県等の住宅部局において、意向を確認できた 57 都道府県等のうち 14 都道府県等 (24.6%) で活用肯定的な意向を示している。

また、調査した 53 市区の自立支援部局の中には、①市区の地域内に民間賃貸住宅が少なく一時生活支援事業の宿泊先の確保に苦慮しているもの、②一時生活支援事業に活用する部屋（シェルター）が不足した場合、入れなかった生活困窮者は一時的にネットカフェ等に行かざるを得ない場合もあるとしているもの、③住宅部局に対して一時生活支援事業に公営住宅を活用することについて相談したものの、住宅部局の内部規則で利用が認められていないとして活用を断られたものなど、同事業の宿泊先の確保に苦慮している市区がみられた。

図表 1-③  
(再掲)

図表 3-(1)-イ-⑤

図表 3-(1)-イ-⑥

さらに、一時生活支援事業での公営住宅の活用に肯定的な意向を示した住宅部局からは、古い公営住宅の場合、浴室の給湯器や風呂釜、室内の照明設備等が設置されていない住戸があることから、活用に当たっては、住宅部局と自立支援部局における費用負担について整理する必要があるとの意見が聴かれた。

**【所見】**

したがって、国土交通省及び厚生労働省は、緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への支援を充実させる観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県等の住宅部局及び自立支援部局に対して、一時生活支援事業での公営住宅の活用例等を周知すること。(国土交通省、厚生労働省)
- ② 都道府県等の住宅部局に対し、自立支援部局から一時生活支援事業に係る公営住宅の空き住戸の提供に関する相談・依頼があった場合には、管理する公営住宅の状況等を踏まえて適切に対応するよう要請すること。(国土交通省)

図表 3-(1)-イ-① 公営住宅の目的外使用に関する規定

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）〈抜粋〉

（財産の処分の制限）

第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

○ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）〈抜粋〉

（入居者の募集方法）

第 22 条 事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。

2 （略）

（社会福祉法人等による公営住宅の使用等）

第 45 条 事業主体は、公営住宅を社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生労働省令・国土交通省令で定める事業を運営する同法第 22 条に規定する社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者（以下この項において「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2～4 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 3-(1)-イ-② 公営住宅の目的外使用に関する通知

○ 解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について（平成 20 年 12 月 18 日付け国住備第 85 号国土交通省住宅局長通知）〈抜粋〉

第一 公営住宅の目的外使用について

事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保するため、当該者に公営住宅を目的外使用させることができる。

事業主体は、目的外使用させる場合であっても、当該住宅の使用状況を把握すること等適正かつ合理的な管理を行うよう努めること。

目的外使用に係る国土交通大臣の承認については以下のように取り扱う。

一 次に掲げるすべての要件に該当する場合には、公営住宅を離職退去者に目的外使用させたときから 1 ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第 26 条第 1 項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、同法第 22 条に規定する承認があったものとして取り扱う。

① 目的外使用によって入居を認められる離職退去者は、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族に該当することが客観的に証明される者であること。

（例）・ 社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされる者（解雇通知、寮・社宅からの退去通知等で確認）

・ 住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者（解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等で確認）

・ 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者（解雇通知、失業等給付の申請書（離職理由等）、賃貸住宅の契約書等で確認）

② 目的外使用に係る期間については、あらかじめ離職退去者から必要な期間を聴取した上で、離職退去者が新たな居住の場を確保するための期間を考慮しつつ、原則として 1 年を超えない期間を設定すること。

また、当該離職退去者の住宅に困窮する実情や事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するものとする。

③ 目的外使用させる場合の使用料については、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、公営住宅の入居者家賃の決定に準じて、①の離職退去者の経済状況に応じて適切に設定するものとする。

二 一の基準に該当しないものであっても、不安定就労者であることからネットカフェなど住居

以外の場合で生活を営んでいる等の特別な事情がある場合においては、地方整備局長等の承認を得て目的外使用することができる。

(注) 下線は当省が付した。

### 図表 3-(1)-4-③ 一時生活支援事業に関する規定

#### ○ 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）＜抜粋＞

(目的)

第 1 条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(生活困窮者自立相談支援事業)

第 4 条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 (略)

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第 6 条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 生活困窮者就労準備支援事業

二 生活困窮者一時生活支援事業

三 生活困窮者家計相談支援事業

四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

五 その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

2 (略)

(市等の支弁)

第 7 条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一・二 (略)

三 前条第 1 項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 (略)

(都道府県の支弁)

第 8 条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・二 (略)

三 第6条第1項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 (略)

(国の負担及び補助)

第9条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの4分の3を負担する。

一～四 (略)

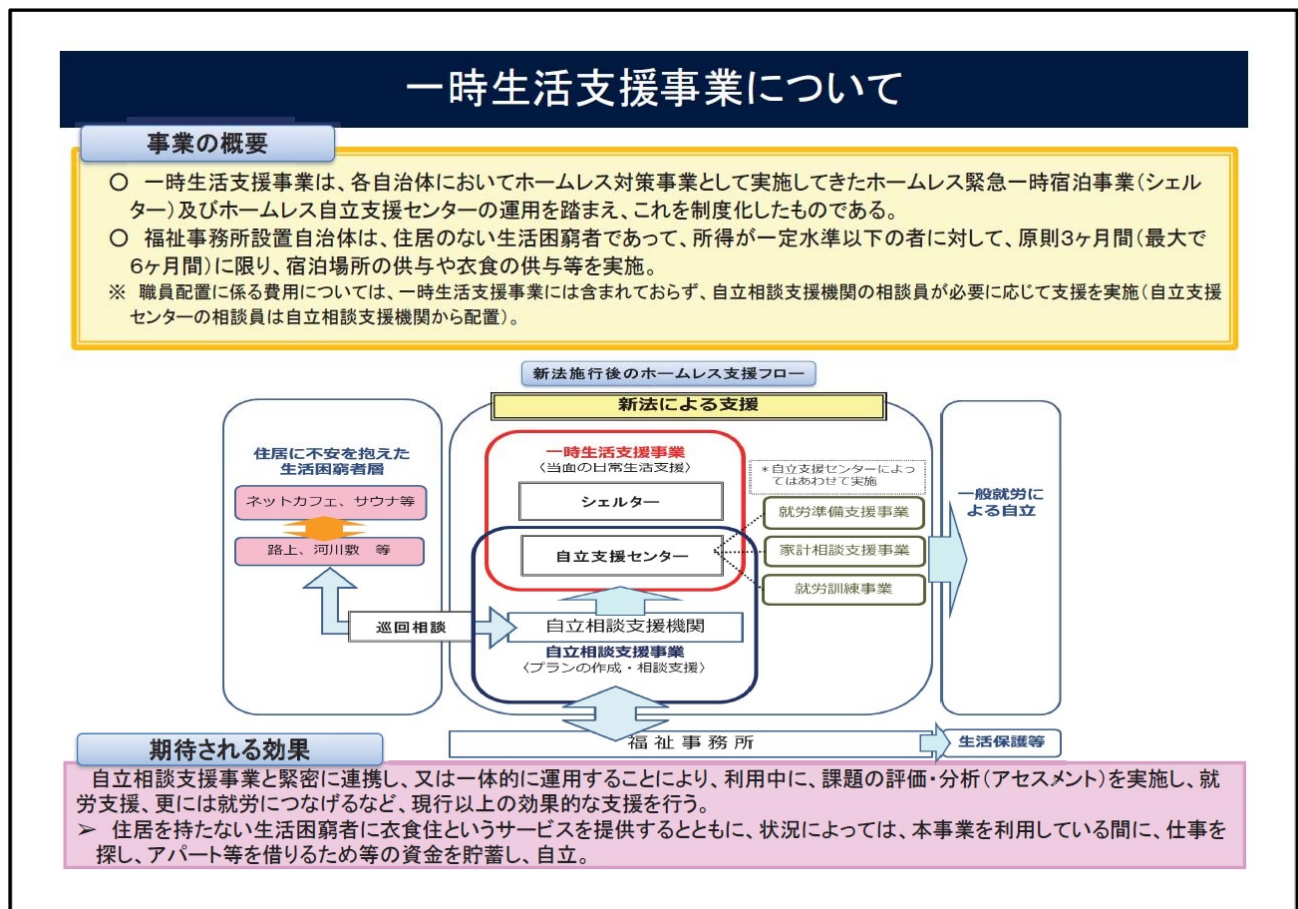
2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一 前2条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第7条第3号及び前条第3号に掲げる費用の3分の2以内

二 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(1)-イ-④ 一時生活支援事業の概要



(注) 厚生労働省の資料による。

図表 3-(1)-I-⑤ 調査対象市区における一時生活支援事業の実施状況等

(単位：市区、%)

調査対象市区	一時生活支援事業を実施		一時生活支援事業を未実施
		うち、公営住宅を活用	
53(100)	27(50.9)	1(1.9)	26(49.1)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、「調査対象市区」に占める割合である。

図表 3-(1)-I-⑥ 自立支援部局において一時生活支援事業での宿泊先の確保に苦慮している例

No.	事例の概要
1	民間賃貸住宅やホテルの借り上げによる運営を検討したものの、民間事業者から協力が得られなかった。
2	旅館の借り上げで一時生活支援事業を実施（原則 14 泊以内）しているが、長期間の滞在が難しく支援に限界がある状況
3	シェルターが満室の場合、緊急に住居を確保する必要がある者への対応については、その日のうちにシェルターを提供することが難しく、ネットカフェの場所やシェルターが空く見込み等の情報提供に留まっている。
4	確保している宿泊先は、共同風呂及び共同トイレのため、女性の場合はビジネスホテルを利用することになる。
5	安価な民間賃貸住宅が少ない。

(注) 当省の調査結果による。